

家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第21号

家畜保健衛生所使用料等条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料等条例（昭和31年岩手県条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(使用料等) 第2条 前条の規定による使用料等の額は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 検査等に係る手数料		(使用料等) 第2条 前条の規定による使用料等の額は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 検査等に係る手数料	
区分	手数料	区分	手数料
[略]		[略]	
病性 鑑定	[略]	病性 鑑定	[略]
	顕微鏡検査		1件（牛及び馬にあつては1頭、豚、綿羊及びやぎにあつては3頭まで、鶏、あひる、七面鳥及びうずらにあつては10羽までをいう。以下同じ。）につき <u>1,400円</u>
一般理化学検査	1件につき <u>950円</u>	一般理化学検査	1件につき <u>1,000円</u>
[略]		[略]	
病理解剖検査	1件につき <u>4,000円</u>	病理解剖検査	1件につき <u>4,050円</u>
病理組織検査	1件につき <u>2,450円</u>	病理組織検査	1件につき <u>2,500円</u>
一般培養検査	1件につき <u>2,100円</u>	一般培養検査	1件につき <u>2,150円</u>
特殊培養検査	1件につき <u>2,800円</u>	特殊培養検査	1件につき <u>2,850円</u>
[略]		[略]	
総合病性診断	1件につき <u>4,600円</u>	総合病性診断	1件につき <u>4,700円</u>

[略]

(3) [略]

[略]

(3) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。